

第 6 章 中学校及び高等学校教諭の専修免許状取得の課程について

中学校教諭一種免許状および高等学校教諭一種免許状取得資格を得た方が、当該教科の中学校または高等学校教諭専修免許状授与の課程認定のある大学院（博士課程前期課程または修士課程）に入学、同課程を修了（基礎資格の取得）し、所定の「大学が独自に設定する科目」（24 単位）を修得すれば、中学校または高等学校教諭の専修免許状取得資格を得ることができます。

専修免許状取得に要する「大学が独自に設定する科目」は、各免許状別に定められている次の配当科目から 24 単位以上を取得することが必要です。

また、大学院に入学し、不足の教職課程関係科目を履修するものは、指導教員の許可を得てから履修してください。

文学、経済学、総合情報学並びに外国語教育学の各研究科で専修免許状取得資格を得た者が、各免許状別に定められている一定の分野に関する単位を 12 単位以上修得し、大阪府教育委員会に専修免許状を申請する場合、大学での専攻に加えて当該分野を一つ記入することができます。記入を希望される場合は申請時に教職支援センター（所属キャンパス事務室）へ申し込んでください。

大阪府以外の都道府県教育委員会に専修免許状を個人申請し、分野の記入を希望する場合は、記入の可否を事前に当該教育委員会へ問い合わせたうえで申し込んでください。

なお、分野の記入と専修免許状の効力には関係がありません。

例えば、国語の専修免許状の裏面に次のように記入されます。

主として単位を修得した科目の分野	文学研究科 総合人文学専攻 (国語教育)
------------------	----------------------------

(注) 記載の科目は 2025 年 4 月 1 日現在